

## 名護市工事成績評定要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、名護市が執行する請負工事の成績評定（次条に定義する評定をいう。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適切な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において「評定」とは、名護市契約規則（昭和48年規則第19号）第30条の規定による工事の合否について行う検査とは別に、工事の施工途中における施工体制、施工状況について評価するもののほか、完成した工事目的物の出来形及び出来ばえについて評価するものをいう。

### (評定の対象)

第3条 評定の対象は、原則として予定価格が130万円を超える請負工事について行うものとする。

### (評定者)

第4条 工事成績の評定者は、工事検査幹、名護市請負工事監督規程（昭和48年訓令第11号）第2条に定める主任現場監督員及び現場監督員とする。

### (評定の方法)

第5条 評定は、工事ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

- 2 評定は、検査時点の状態を対象とし、検査の結果手直しがあつた場合、手直しの完了後に再び評定は行わないものとする。
- 3 工事成績の評価は、様式第1号「工事成績採点表」及び別紙1、2及び3の「審査項目別運用表」により行うものとする。
- 4 前項の「審査項目別運用表」は、工事種別及び予定価格に応じて次のとおり使用するものとする。

工事種別	予定価格	審査項目別運用表
土木	130万円を超え500万円未満の工事	小規模審査項目別運用表
	500万円以上5,000万円未満の工事	簡便型審査項目別運用表
	5,000万円以上の工事	標準審査項目別運用表
営繕	130万円を超える工事	審査項目別運用表（営繕工事）

- 5 細目別の評価は、様式第2号によるものとする。
- 6 評定結果は、様式第3号「工事成績評定表」に記録するものとする。
- 7 評定に当たっては、別紙4の「留意事項」及び別紙5「施工プロセスのチェックリスト」を考慮するものとする。また、工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、請負者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があつた場合はこれも考慮するものとする。
- 8 評定点の判定は、次のとおりとする。

評定点	評価
90点以上	最優秀
80点以上90点未満	優秀
70点以上80点未満	良好
65点以上70点未満	普通

60点以上65点未満	やや不良
60点未満	不良

(評定の時期)

第6条 工事検査幹は、完成検査、一部完成検査及び中間検査を実施したとき、主任現場監督員及び現場監督員は工事完成時にそれぞれ評定を行うものとする。

(評定結果の提出)

第7条 工事検査幹は、評定を行ったときは、遅滞なく評定結果を当該工事の担当課長(以下「担当課長」という。)に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第8条 担当課長は、工事検査幹から評定結果の提出があったときは、当該工事の請負者に対して工事成績評定通知書(様式第4号)により速やかに通知するものとする。

(評定の修正)

第9条 担当課長は、評定結果を通知した後、当該評定に修正すべき点を認めたときは、評定者に修正を求めるものとする。

2 評定者は、前項の求めに理由があると認めるときは、評定を修正することができる。

3 担当課長は、前項の規定により評定が修正されたときは、修正後の評定結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

(説明請求等)

第10条 評定点の通知を受けた請負者は、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、担当課長へ評定点についての説明を求めることができるものとする。

2 担当課長は、前項の規定により評定点の通知を受けた請負者から評定点についての説明を求められた場合は、工事成績評定に係る説明書(様式第5号)により速やかに回答するものとする。

3 前項の規定により回答を受けた請負者は、回答を受けた日から起算して14日以内に書面により、担当課長へ再説明を求めることができるものとする。

4 担当課長は、前項の規定により再説明を求められた場合は、工事成績評定に係る再説明書(様式第6号)により速やかに回答するものとする。

5 担当課長は、第2項及び前項の規定による回答をする場合は、次条に規定する名護市工事成績評定評価委員会(以下「委員会」という。)に意見を求めることができる。

(委員会の設置)

第11条 工事成績評定の運用に関する事項を審議するため、委員会を設置する。

(組織)

第12条 委員会は、委員9人で組織し、次の表のとおり構成する。

区分	役職等
委員長	建設部長
副委員長	都市計画課長
委員	建設土木課長
	建築住宅課長
	維持課長
	農林水産課長
	工務課長

	教育施設課長
	工事契約検査課長

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要に応じて関係職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第14条 委員会の庶務は、総務部で行う。

附 則 (平成23年3月31日告示第55号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日告示第69号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日告示第62号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

年 月 日

商号又は名称

代表者氏名

殿

名護市長

印

### 工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、名護市工事成績評定要綱に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、その疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（休日を含む。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により回答いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

### 記

1 工事名

2 工期

3 完成検査年月日

4 成績評定  
(修正評定

点 項目別評定は、別表1のとおり  
点 【評定が修正された場合のみ】)

5 問い合わせ及び提出先

年 月 日

商号又は名称  
代表者氏名

殿

名護市長

印

工事成績評定に係る説明書（回答）

平成 年 月 日付で貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、その疑問の旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して14日（休日を含む。）以内に書面により、再説明を求めることができます。

疑問の旨に対する再説明は、書面により回答いたします。

なお、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 工事名
- 2 疑問に対する回答
- 3 問い合わせ及び提出先

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

商号又は名称  
代表者氏名

殿

名護市長

印

工事成績評定に係る再説明書（回答）

平成 年 月 日付で貴社から再説明を求められました評定内容について、下記  
のとおり回答します。

記

- 1 工事名
- 2 疑問に対する回答

別表 1

## 項目別評定点

工事名：

評価項目	細 別	評定点／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	点／ 点
	II. 配置技術者	点／ 点
2. 施工状況	I. 施工管理	点／ 点
	II. 工程管理	点／ 点
	III. 安全対策	点／ 点
	IV. 対外関係	点／ 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	点／ 点
	II. 品質	点／ 点
	III. 出来ばえ	点／ 点
4. 工事特性（加点のみ）	I. 施工条件等への対応	点／ 点
5. 創意工夫（加点のみ）	I. 創意工夫	点／ 点
6. 社会性等（加点のみ）	I. 地域への貢献等	点／ 点
7. 法令遵守等（減点のみ）	工事事務等による減点	—
	総合評価による減点	—
評定点合計		点／100 点